

デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会 データ活用WG 検討結果

令和3年5月20日
データ活用WG

全体像

0. 中間整理（データ活用部分抜粋）

1. データ活用に関する基本的考え方（WGにおける議論）

2. 業務効率化・既存サービスの質の向上

3. 新たなビジネス（収益源）の創出・公的サービスへの活用

(1) オプトイン

(2) オプトアウト

4. DX推進に係る視点

5. 必要な環境整備等（総務省の対応）

0. 中間整理（R3.3.19公表）データ活用部分抜粋

〔基本的考え方〕

- デジタル化(データ活用)は、① 業務効率化・既存サービスの質の向上、② 新たなビジネス(収益源)の創出、③ 公的サービスへの活用、に分けて整理すべき。
- 配達原簿など「既に保有するデータ」については、信書の秘密や個人情報の保護に十分配慮しつつ、本来業務としての利用を中心に、仮名加工情報の活用も含め幅広く検討すべき。
- 「個人に着目した」「同意取得を前提とした」利用者にメリットある魅力的な新サービスを開発・提供すべき。
- 外部企業等と積極的に提携を図ることにより、「プラットフォーム・ビジネス」を提供すべき。

〔DX推進に当たり日本郵政グループにおいて早急に対応すべき取組〕

- ・ 業務全体のペーパーレス化
- ・ システムやデバイスの標準化・共用化
- ・ グループ各社に分散している「ID」(利用者との接点)の一元化
- ・ 共通顧客データベースの構築(トップダウンで取り組む)、売上げ・コストなどのデータの経営への活用
- ・ DX専門人材の確保(外部人材や若手の登用、ハッカソンの開催等により、エンジニアがあこがれる組織へ)

〔具体的サービス(イメージ)〕

- 「共通ID」を活用し、出産、終活等のライフイベントに着目した「本格的ライフサポートサービス」を提供。
- 日本郵政が「情報銀行」となり、関係企業等と連携しつつ、見守り、健康診断サービス等を地域住民へ提供。
- 「スマートシティ」や「MaaS」に係るプロジェクトに参画し、ドローンによる配送、客貨混載サービス等を提供。
- ローカル5G、LPWA等を利用し、無人搬送車の遠隔制御などIoTによる業務の効率化等に着手。
- 日本郵政グループ(全体)のサービスに容易にアクセスできる「スーパーアプリ」を導入。

1. データ活用に関する基本的考え方

- 我々を取り巻く環境は、デジタル技術の普及を前提とした社会（After Digital）へと変化（既存企業もデジタルが前提に）。
- データを活用して何ができるかより、課題の解決や利用者ニーズへの対応のためにどのデータをどのように活用できるか、したいか、という視点が重要。
- オプトイン（事前同意取得）に加え、オプトアウトを組み合わせることで、データ活用の可能性は広がる。
なお、データ活用に当たっては、「市場や社会からの受容性」の視点が重要。
- 日本郵政グループがデータ活用のプラットフォームとしての求心力を発揮できるかどうかは、「外部と連携する意志（アンテナの高さ）」がポイント。
- デジタル時代の競争においては、「強いチーム」にデータが集まり、競争力が高まる。「強み」を持つ者同士で提携することが重要。

参考：日本郵政グループが保有しているデータ（主なもの）

日本郵便

- 居住者情報
（住所、居住者名、事業所名 等）
 - 転居情報
（旧・新住所、転居者氏名(旧姓)、
転送開始日、電話番号 等）
 - 郵便物（書留等）や荷物（ゆう
パック等）の発送・追跡データ
 - 内容証明郵便データ
 - 物販カタログやネットショップの取引
履歴
 - 郵便局倶楽部・みまもりサービスの
会員情報
- 等

ゆうちょ銀行

- 顧客属性
（住所・氏名・生年月日等）
 - 各種貯金口座(通常、定額定期)
の残高・取引履歴
 - 投信契約の残高・取引履歴
 - 国債契約の残高・取引履歴
 - J Pバンクカードの会員情報
- 等

かんぽ生命

- 契約者・被保険者・保険金受取人等
に係る個人情報属性
（住所・氏名・生年月日等）
 - 契約内容
 - 保険料の払込、保険金等の支払履歴
- 等

2. 業務効率化・既存サービスの質の向上

- アマゾンなどECサービスは物流競争になっているが、表面的な価格競争よりも「**品質競争**」になっている。

即日配送、即時配送サービスが代表だが、そのベースは**自動化された物流センター、在庫コントロール及び低コストな配送網のコントロールのシステム**。

- **データドリブン**による**郵便・物流事業改革**を本格的に進めるべき。

(例)

- ・ デジタル化された「差出情報」と「配達原簿情報」を活用し、**配達予告、受取日時・場所変更等を迅速に情報提供**
- ・ AI等先端技術を活用した**配達ルート最適化、局内作業のスリム化、自動化等**
- ・ データの活用により拠点間の**輸送時点で配達順に荷物が並んでいるような仕組み**を構築
- ・ EC事業者と連携し、両社が保有するデータのより高度な活用や、共同での技術開発等によるEC物流における競争力強化

3. 新たなビジネス（収益源）の創出・公的サービスへの活用

(1) オプトイン

- UX（顧客体験）、顧客価値の提供・向上を前提としたオプトインにより、新たなビジネス・サービスを創出。

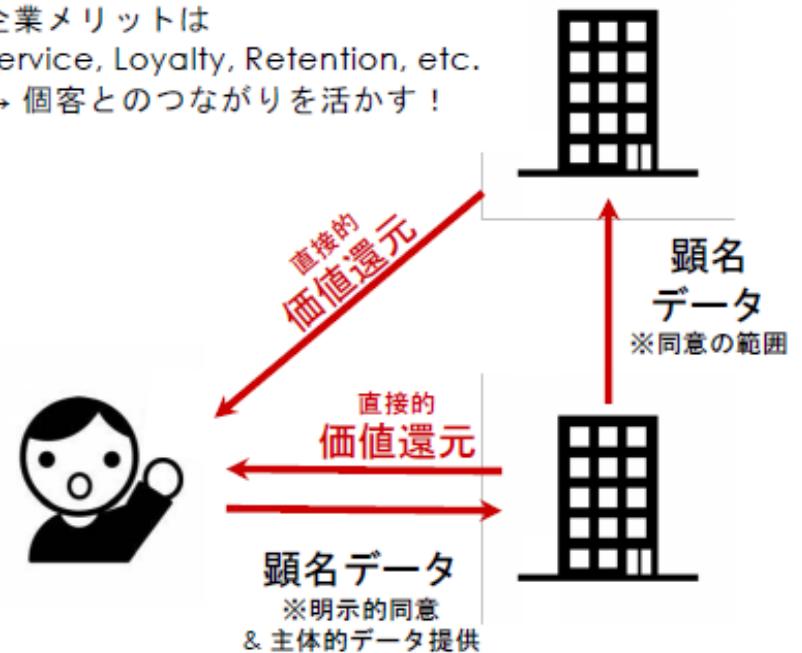


- ① 情報銀行の主体となってサービスを提供
- ② 名刺管理サービス、カレンダーサービス等との連携により、「ネット＋リアル」融合ビジネスの需要を発掘

顕名個人データ 活用モデル

“個人の価値を生み出す”
ことがデータ活用の最大の鍵

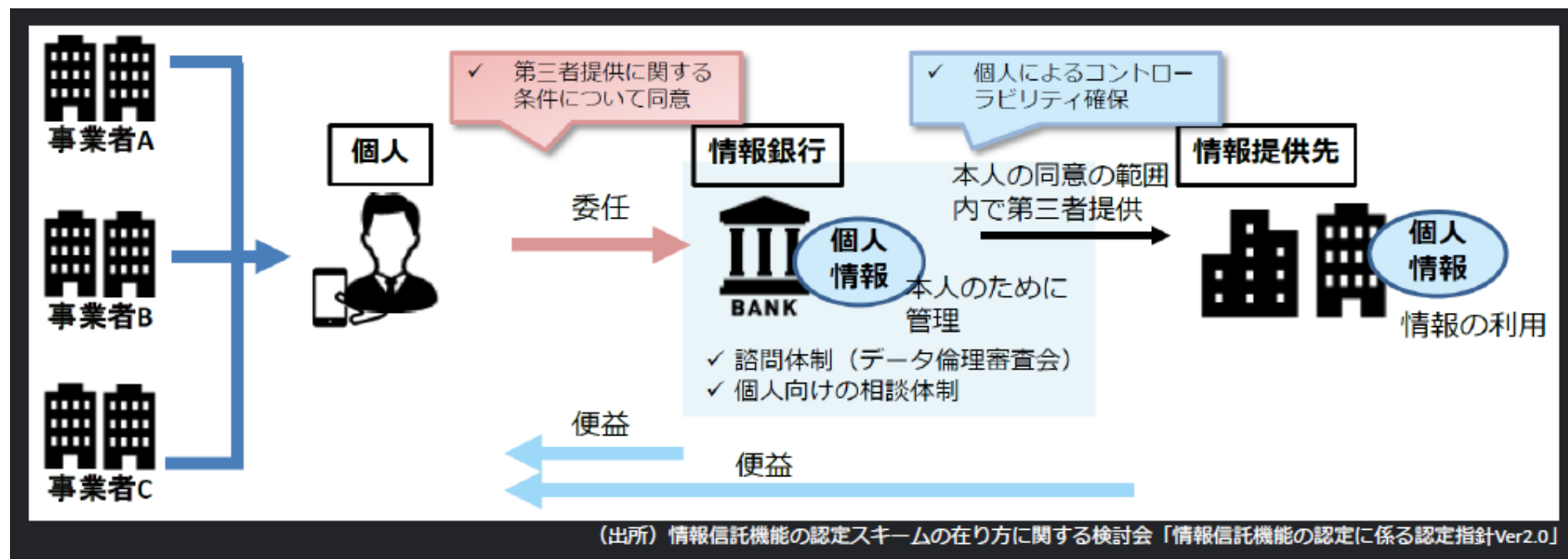
企業メリットは
Service, Loyalty, Retention, etc.
→ 個客とのつながりを活かす！



① 情報銀行の主体となってサービスを提供

〔情報銀行の定義〕

実効的な**本人関与（コントロールビリティ）**を高めて、パーソナルデータの**流通・活用**を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に個人情報**の第三者提供を委任**するもの。



● 政府が定めた認定指針に基づき、日本IT団体連盟が認定。

● これまでに7事業者が認定を受けている。

・ 三井住友信託銀行 “「データ信託」サービス（仮称）”

・ J.Score “情報提供サービス（仮称）”

・ DataSign “paspit”

・ MILIZE “保険データバンクサービス（仮称）”

・ フェリカポケットマーケティング “地域振興プラットフォーム（仮称）”

・ 中部電力 “地域型情報銀行サービス（仮称）”

・ マイデータ・インテリジェンス “マイデータ・バンク「MEY」”

〔日本郵政グループの潜在的可能性〕

- ① 既に多様なデータが蓄積（加えて、グループとして各事業のノウハウも保有）
- ② 地域と総合の両立（地域の特性を把握し、かつ全国的なネットワークとしても機能）
- ③ 「公共的な」存在（運営主体が公的機関であることが利用意向にプラスとの研究も）

〔日本郵政グループへの期待と課題〕

- 多様なデータから新たな付加価値を生み出せるか。
 - ・ 既存のグループ内の連携＋外部の事業者との連携
 - ・ 公共的な付加価値の創出（公共目的のためにデータ提供を許容する層の存在）
- グループならではの「意思決定を支える仕組み」が構築できるか。
 - ・ 個人が直面するプライバシー・パラドックス（頭では懸念、行動は安易にデータ流出）
 - ・ これまでの顧客対応のノウハウが生かせるのではないか
 - ・ 新たな「同意」、「信頼」への知見を創出する契機にできないか

※ P14のように、情報の取扱い、データの管理を適切に行うことが不可欠。

② 「ネット＋リアル」融合ビジネスの需要を発掘

○ 顧客（個客）接点ビジネスの強化

UX（顧客体験）、顧客価値の提供・向上を前提に、出産、終活等のライフイベントや、かんぽ生命がこれまで培ってきた健康増進等に着眼した「本格的ライフサポートサービス」に加え、名刺管理サービス、カレンダーサービス、CRM（顧客管理システム）サービス 等と協業・提携して、より「パーソナライズ」された顧客との接点を活用した、「ネット＋リアル」融合型の新サービスを開発・提供すべき。
（企業間、企業・顧客間の“モノ”の流通を活発化）

参考：「孫レター」

- ・ 祖父母と孫を“つなぐ”サービスを開発・提供
（進学、卒業、正月（お年玉）、誕生日等の機会に“モノ”を届ける）

2020年秋、日本郵便において、「マゴ写レター」（孫がスマホで撮影した写真を往復はがきで祖父母に送り、返信で手書きのメッセージを書くサービス）を期間限定で試行的に実施した例あり。

3. 新たなビジネス（収益源）の創出・公的サービスへの活用

(2) オプトアウト

概要	ユーザの明示的な同意を事前 to 取得する代わりに、予めデータの取得や利用を通知・公表しておき、本人からの求めに応じて、その利用を停止する手続きを用意することで、データを利用する方式。
メリット	- 活用できる<u>データ量が圧倒的に大きい</u>。 <u>既に保有しているデータを活用</u>することができる。
デメリット	利用者のプライバシーへの配慮を欠く場合、権利侵害が生じるおそれがある。
データ活用例	- モバイル空間統計（NTTドコモ） - 携帯電話の位置情報を利用して人口の地理的分布を計測 - 電力の見える化サービス（英国） - オプトアウト（節電等）とオプトイン（見守り等）を使い分け - 視聴データの活用（分析・報告、番組リコメンド等）（放送事業者等）

〔中間整理(R3.3.19公表)「(参考) 懇談会構成員、有識者等からの主な意見」抜粋〕

・ 個人を特定しない(＝同意を取る必要がない)匿名化された統計データであっても、マーケティング、都市開発など様々な活用方法が考えられ、ニーズは高いと思う。

オプトアウト方式によるデータ活用のポイント

1. データ活用の事実を周知し、データを活用されたくないユーザーのために、**容易にオプトアウトできる方法を提供**することが前提。
2. データ活用は、製品・サービスの特性・コンテキスト(※)に沿って、**ユーザーが期待する（ユーザーが驚かない）範囲に留める**。
※ 企業等のイメージ、ブランド力、信頼に依るところが大きいことから、日本郵政ならではの視点、状況等に応じてオプトアウトとオプトインを慎重に使い分けることが重要。
3. 匿名加工情報、統計情報として活用する場合は、加工後のデータから、特定の個人を識別することのないよう、**匿名性をしっかり確保**することが不可欠。
4. オプトアウト方式によるデータ活用は、有識者や消費者代表、業界関係者を交えた**マルチステークホルダーで検討**し、行動規範にとりまとめて公表し、**コンプライアンス及び社会からの受容性を確保することが重要**。

参考：日本郵便の「居住者情報」（配達原簿、転居情報）について

- 地方自治体、保険会社等から、日本郵便が保有する「**転居情報**」の活用に対するニーズが高い。

〔中間整理(R3.3.19公表)「(参考) 懇談会構成員、有識者等からの主な意見」抜粋〕

- ・自治体の住民基本台帳に登録されている住所に郵便物(申請書類や保険証等)が届かない(宛所なし)場合に、郵便局の配達原簿のデータを活用し、転出先や現住所の確認に活用できないか。
- ・郵便物転送のデータを活用しての所在不明者の居所確認および親族連絡先の把握ができるとありがたい。

- 転居情報を含む居住者情報は、**個人情報保護法**上の「個人情報」及び**郵便法**上の「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当することから、原則として、**目的外利用（窃用）及び第三者提供が禁止**されている。

(ただし、比較衡量の結果、情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となる。例えば、倒壊等の危険のある空家等の除去等が生命、身体の保護のために必要であり、他に取得可能な合理的な手段等がない場合は、目的達成に必要な最小限の範囲で提供可能。他に提供可能なケースがあるかについては、具体的事案に即して検討する必要。)

- ※ 日本郵便は、同意に基づく「住所変更案内サービス」(企業から受領した顧客情報を転居情報と照合し、当該企業への住所変更手続を行っていない転居者に対して、住所変更を促す郵便物を送付するサービス(2013年3月～))を提供している。

4. DX推進に係る視点 ① 先端技術の活用

〔中間整理(R3.3.19公表) 抜粋〕

○ 日本郵政グループは、その公的な性格も踏まえ、先端技術を積極的に活用するなどデジタル時代の先導者としての役割を果たすべき。

〔テクノロジーの例〕

＜配達関係＞

- テレマティクス（Telecommunication × Informatics, カーナビのように自動車などの移動体に通信システムを搭載し、リアルタイムな情報サービスを提供すること）
- 自動ルーティングシステム（スマートフォン上でAIにより自動的に配送経路を表示）
- ドローン・配送ロボット

＜施設内作業の効率化関係＞

- ロボティクス（デパレタイズ(※)・搬送など人間の作業をロボットが支援又は代替）
※ パレットから荷物を降ろすこと

＜顧客対応関係＞

- AIコールセンター（音声認識AIを使用したシステムで自動的に応答）



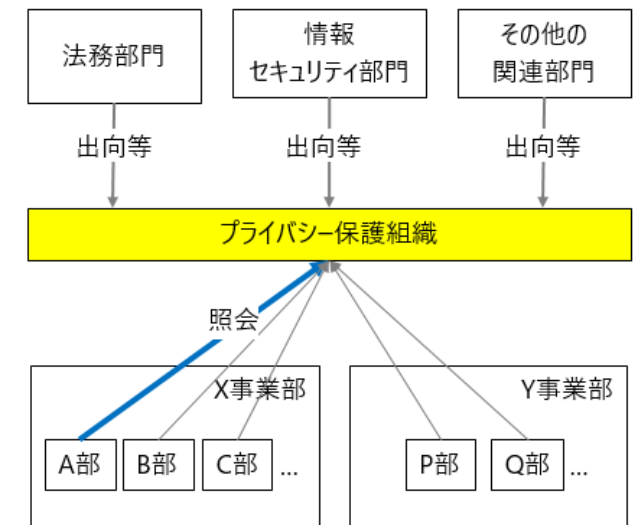
テクノロジー企業と積極的に提携するなどして、先端技術の活用に取り組み、業務効率化、国民の利便性向上を図るべき。

4. DX推進に係る視点 ② データの適切な管理

- DXを推進するに当たっては、ハード・ソフト両面における適切なデータ（機密情報等）の管理（セキュリティ）が不可欠。
 - 物理的・技術的対策が講じられているか。
 - 組織・運用面での対策が講じられているか。
- プライバシー情報を適切に保護する観点からは、特に以下の項目が重要。
 1. 体制の構築（プライバシー保護組織の設置等）
 2. 運用ルールの策定と周知
 3. 企業内のプライバシーに係る文化の醸成
 4. 消費者とのコミュニケーション（組織の取組に関する周知広報等）
 5. その他のステークホルダー（ビジネスパートナー、株主等）

DX企業のあるべき姿

関係部署から出向等による組織を構成して、一元的にプライバシー保護を担う。



5. 必要な環境整備等（総務省の対応）

○ オプトインによる新サービス

（日本郵政グループが新規ビジネスを発掘するべきだが、）郵便局により地域社会課題の解決を行うものの（、日本郵政グループに任せていては前進が期待できないもの）などについて、その開発・提供を促進。

○ オプトアウトによる新サービス

居住者情報（配達原簿、転送情報）、配達データ等の活用を可能とする範囲や留意点等をまとめた**ガイドラインの制定等**※を検討。

※ 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を含む。

- ・ マルチステークホルダー（有識者、日本郵便、関係企業、総務省等）による**検討の場**を設置。
- ・ 先例（下記）を参考に、一定の期間をかけ、**実証事業**等も行いながら検討。

<参考>

○ 「モバイル空間統計ガイドライン」

- ・ モバイル空間統計は、2010年秋から実証研究を重ね、2013年10月にサービスイン。
- ・ 「モバイル空間統計による社会・産業の発展に関する研究会」（座長：堀部政男中央大学教授（当時）、2009年9月～12月）における議論を踏まえ作成。

○ 「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス（ver.2.0）」（2020年7月公表）

- ・ 「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」（座長：内山隆青山学院大教授、2018年5月～）において、実証事業を通じて慎重に検討を行い、段階的に版を重ねて作成。

- **日本郵政グループにおけるDX推進状況の「評価」を多面的・定期的に行い、事業計画認可時の要請事項等において、行政としての見解を表明するとともに、必要な行動を求める。**

「検討の場」における検討課題（例）

- 特定のエリアにおける郵便物の動き（配達データ）を分析し、地域の経済活動の見える化やグループ内でのエリアマーケティング等に活用（「仮名加工情報」、「再配達用、配送センター等における仕分け用のデータ（日本郵便が独自に生成・取得）」の活用を含む。）
- 地図情報を利用している事業（サービス）との協業、データの提供・販売
- 給付金の支給、防災・空家対策、公的な統計調査など公的ニーズに応じた居住者情報の活用
- 住所の有効性（転居したかどうか）を確認して通知するサービスの提供

〔参考：WGにおいて出された意見〕

- デジタル周りで多くの主要な企業団体、公的セクターが関わって動いているコミュニティや集まりに、郵政の顔が見えないのが気にかかる。数百倍、数千倍のデジタル案件が日本郵政の周りに転がっているのではないかな。
- 今後も増加が見込まれる小包分野（特にBtoC）において、ダイナミックプライシング（動的価格設定）をコントロールできる体制の構築が重要。
- 日本郵政グループにおいては、不動産の中でも地方中核都市等の物件の付加価値を向上させることが重要になると考えており、他のデベロッパー等とは異なるD Xの方策があり得るのではないかな。
- 日本郵政グループのデータを活用したライフサポート事業等への期待は高いが、事業の柱に育てるには、それなりの時間が必要。まずは、物流サービス業としての競争力をデータを活用して高め、競合にどのように対応するかを考えることが重要ではないかな。
- 仮に日本郵政グループが情報銀行になることを想定すると、様々な企業が日本郵政のデータを活用し、これまで思いもよらなかったような新たなビジネスを生み出すきっかけになり得るのではないかな。

参 考 資 料

日本郵便が保有する居住者情報と関係法令等 ①

◇ 郵便法（昭和22年法律第165号）

（秘密の確保）

第八条 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

◆『郵便法概説』（郵便法令研究会著、財団法人通信事業教育振興会・1982年）

【郵便法第8条第2項解説部分 抜粋】

郵便物に関して知り得た他人の秘密とは、通信文などの内容、その他郵便物の発受人の住所、氏名、差出個数、取扱年月日、その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項をいうものであるが、これらの事項を知ることによって、通信の意味内容が推察されることも考えられるので、これらの事項もまた他人の秘密に属するものとされるのである。

そもそも、郵便の業務に従事する職員が、その職務を通じて知り得る秘密には、郵便物に関して知り得る他人の秘密はもちろんのこと、これ以外に業務上の広い範囲にわたって、種々の秘密があることは、もとより首肯し得るところである。この広い範囲の秘密を一般的秘密とすれば、郵便物に関する他人の秘密は、その一部であり、特別の秘密といえることができる。郵便物に関して知り得た他人の秘密が確保されるかどうかは、郵便の利用者にとって極めて重要なことである。すなわち何人もその通信に係る事項が他人に知得されたり、それによって自分や自分の関係者の私生活の秘密を知得されることを欲しないのは当然であり、各人が郵便局を信頼して、これに通信を委託した以上、郵便局がその信頼に背いてその人の秘密を漏えいすることができないのは、これまた当然のことである。

日本郵便が保有する居住者情報と関係法令等 ②

■ 最高裁判所平成28年10月18日判決 岡部喜代子裁判官補足意見

「転居届に係る情報は、信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう『郵便物に関して知り得た他人の秘密』に該当し、上告人はこれに関し守秘義務を負っている。この場合、23条照会※に対する報告義務の趣旨からすれば上記報告義務に対して郵便法上の守秘義務が常に優先すると解すべき根拠はない。各照会事項について、照会を求める側の利益と秘密を守られる側の利益を比較衡量して報告拒絶が正当であるか否かを判断すべきである。」

参考：本判決に係る「最高裁判所判例解説（抜粋）」（齋藤 毅 裁判官）

「岡部裁判官の補足意見は、本文前記1（1）及び前掲（注6）の報告義務違反の有無の判断枠組みを念頭に置いたものとみられる。」

・ 本文前記1（1）（抜粋）

「一般的に、・・・23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、・・・23条照会により報告を求められた事項について報告する法的な義務を負う（ただし、正当な理由（注6）がある場合には報告を拒絶することが許される。）ものと解されている。」

・ 前掲（注6）（抜粋）

「「正当な理由」の有無は、報告を受けることによる（公共的）利益と報告を拒絶することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が前者に優越する（守秘義務等が報告義務に優先する）といえるか否かによって判断する。この場合、報告を受けることによる利益に関する要素として、照会の必要性・相当性（争点との関係での報告を求める事項の重要性、他の方法によって容易に情報が得られるか否か等）が挙げられ、報告を拒絶することにより保護される利益として、個人の名誉、プライバシー等が挙げられる。」

■ 名古屋高等裁判所平成29年6月30日判決（上記最高裁判決の差戻審）

「転居届は、通信や信書そのものではなく、個々の郵便物とは別個のものである。そして、そこに記載された情報について報告がされても、個々の通信の内容が推知されるものではない。したがって、転居届に係る情報は、憲法21条2項後段の『通信の秘密』にも郵便法8条1項の『信書の秘密』にも該当しないと解するのが相当である…」

「法律上の守秘義務を負っているとの一事をもって、23条照会に対する報告を拒絶する正当な理由があると判断するのは相当でない。…報告を拒絶する正当な理由があるかどうかについては、照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべきである。」

※「23条照会」：弁護士法第23条の2に基づき、弁護士会が、官公庁や企業などの団体に対して必要事項を調査・照会するもの。

居住者情報（配達原簿）と転居情報は同じものではないが、その性格上、同等の取扱いをすることが妥当と考えられる。

日本郵便が保有する居住者情報と関係法令等 ③

◇ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（秘密の保護）

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。
その職を退いた後においても、同様とする。

◆ 『電気通信事業法逐条解説』（多賀谷一照ほか編著、財団法人電気通信振興会・2008年）

【電気通信業法第4条第2項解説部分抜粋】

電気通信事業に従事する者は、その業務の取扱い上、通信の秘密を容易に知りうる地位にあることから、その業務の取扱い上必要な限度において通信の秘密を知ることが、第1項の規定に違反しないが、それを第三者に漏えいしたり、窃用したりすることは、第1項の規定にも違反することとなる。

「通信に関して知り得た他人の秘密」とは、通信の内容、通信の構成要素、通信の存在の事実等「通信の秘密」のほか、通信当事者の人相、言葉の訛や契約の際に入手した契約者の個人情報、営業秘密、料金滞納情報、電話帳掲載省略電話番号等、個々の通信の構成要素とはいえないが、それを推知させる可能性のあるものも含む。

「秘密を守る」とは、一般に、一定の範囲内にとどまっている秘密たる事実をその範囲内にとどめておくことであり、秘密たる事実をその範囲外に出すことは、「通信の秘密を侵す」ことになる。

このような規定とされたのは、電気通信事業に従事する者は、職務上通信に関し他人の秘密を積極的に知得することが当然予測されるところ、単に業務上の正当な行為としての他人の秘密の知得行為は、本項及び第1項違反とならず、その後これを第三者に漏えいし、又は窃用※することが本項又は第1項違反となることを明確にするためである。ただし、罰則は第1項の通信の秘密を侵した場合に限られる（第179条）。

※「窃用」：本人の意思に反して自己又は他人の利益のために用いること。

日本郵便が保有する居住者情報と関係法令等 ④

◇ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）＜利用目的の特定・制限＞

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 （略）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

◆『個人情報保護法の逐条解説』（宇賀克也著、有斐閣・2004年）＜第16条関係抜粋＞

利用目的による制限の趣旨は、無限定な個人情報の利用による本人の権利利益の侵害を防止することを目的としているから、あらかじめ本人の同意を得た場合には、利用目的による制限の例外を認めてもさしつかえない。本人の同意を得るに当たっては、「いかなる目的で利用されても異議を唱えない」というように、事前に包括的に同意を得ることは認められず、いかなる目的で利用されるかを本人が十分認識しうるように具体的に利用目的を示したうえでの明示的同意でなければならない。本項では、同意を取得する方式は制限しておらず、口頭による同意も否定されていないが、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」4条は、同委は原則として書面によることとし、あらかじめ作成された同意書面を用いる場合には、文字の大きさおよび文章の表現を変えること等により、個人情報の取扱いに関する条項が他と明確に区別され、本人に理解されることが望ましいこと、また、確認欄を設け本人がチェックを行うこと等本人の意思の十分な確認を行うことが望ましいことを指摘している。なお、個人情報を取得する時点で本人の同意があったが、その後、本人から利用目的の一部について同意を取り消す旨の意思表示があった場合には、その後の個人情報の取扱い、同意が存続している範囲でのみ可能となるのは当然である。

（中略）

「個人データ」ではなく、「個人情報」全体について、利用目的による制限が及ぶことに留意する必要がある。ここでいう個人情報の取扱いは、個人情報の取得、加工、利用、提供、保存、廃棄等の一切の行為を含む。

◇ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）＜第三者提供の制限＞

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～6 （略）

日本郵便が保有する居住者情報と関係法令等 ⑥

◇ 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第167号）＜利用目的の特定＞

（利用目的の特定）

第四条 事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第五条 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 （略）

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 前項の規定にかかわらず、事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。

◆『郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示167号）の解説』（令和2年3月1日総務省） ＜第5条第4項関係抜粋＞

信書の秘密等（信書の内容にとどまらず、差出人及び受取人の住所又は居所・氏名並びに信書の存在の事実の有無等、信書に関する一切の事項及び郵便物に関して知り得た他人の秘密）に該当する事項については、第3項各号の規定の適用により目的外の利用が認められる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除き目的外の利用は許されないことについて確認する旨の規定である。

ここでいう「違法性阻却事由」とは、利用者の同意がある場合のほか、裁判官の発付した令状に従う場合、緊急避難の要件に該当する場合等を指す。

日本郵便が保有する居住者情報と関係法令等 ⑦

◇ 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第167号）＜第三者提供の制限＞

（第三者提供の制限）

第十三条 事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 略

8 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

10 前各項の規定にかかわらず、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第八条その他の関連規定を遵守しなければならない。

◆『郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示167号）の解説』（令和2年3月1日総務省） ＜第13条第10項関係抜粋＞

（第13条）第10項は、第1項から第9項までの規定の適用に基づき、個人データの第三者提供を行おうとする場合においても、信書の秘密等に関する規定を遵守しなければならないことについて確認する旨の規定である。

このため、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項等）がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる。

ただし、信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる。

例えば、地方自治体が、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の転居先の情報を照会してきた場合であって、以下の2点を明らかにした場合には、日本郵便株式会社は、当該所有者等の同意を得ることなく、郵便物の転送先の情報を提供することが可能と考えられる。

① 当該空家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあり、その除去等が周辺住人や通行人の生命、身体の保護のために必要であることから、これらの措置を所有者等を実施させるためにその連絡先を把握する必要があること

② 当該自治体が他に取り得る合理的な手段や方法では、空家等の所有者等に関し、必要な情報が入手できないこと

なお、この場合において提供できる個人データは、その目的の達成に必要な最小限の範囲のものでなくてはならず、例えば個別の信書に関する情報や内容等を提供することまでを許容するものではない。

データ活用WG開催結果

令和3年 2月15日	第1回会合 (データ活用に関する提言等)
3月23日	第2回会合 (制度的な対応の方向性等)
4月27日	第3回会合 (とりまとめ)

データ活用WG構成員名簿

(主査) 谷川 史郎	東京藝術大学客員教授
高口 鉄平	静岡大学学術院情報学領域准教授
小林 慎太郎	(株)野村総合研究所上級コンサルタント
中川 郁夫	大阪大学招へい准教授 (株)エクスモーション フェロー
中村 伊知哉	iU学長

【オブザーバー】

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社